

学校施設環境改善交付金に関する意見書

本市議会においては、市民の福祉向上や教育環境改善のため、市民との意見交換会を実施するなど、多様な層の幅広い意見を吸い上げるとともに、執行権のチェック機関としての視点も踏まえながら、市とともに、住民福祉の向上を図っているところです。

教育行政においても地方財政が厳しい中、児童生徒の安心・安全の確保と教育環境の充実を図るため、年次計画のもと、学校施設の環境整備に取り組んでいます。

また、文部科学省の「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」に示された「地震、津波等の災害に備えるための整備」においても、学校施設の耐震化を最優先に取り組み平成23年度に事業を完了したところです。

ところが、本年度、当初予算で承認した本市の学校施設の各種環境改善事業等について「学校施設環境改善交付金」による採択が見送られたことにより、学校施設の環境整備推進に著しい支障が生じています。

このことにより、国と地方の信頼関係のみならず、市議会が積み上げてきた市民との信頼関係をも損なうことになりかねない状況となっています。

地方自治体においては、大変厳しい財政状況が続くなか、子どもたちに豊かな教育環境を保障することは、児童生徒の健全育成に止まらず、地域社会の基盤づくりになると確信しており、本市が進める、地方創生の一助になるものと考えています。

つきましては、学校施設環境改善交付金に関する事業について下記の事項を強く要望します。

記

1. 国におかれては、学校施設環境改善交付金による採択を見送られた事業について、年度内の追加措置もしくは来年度の予算編成に当たり、年度当初より円滑に実施できるようその予算を十分に確保すること。
2. 地方自治体の年次計画に沿った事業については、事業に支障をきたさないよう弾力的な対応を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年6月19日

福岡県小郡市議会

内閣総理大臣
文部科学大臣
財 務 大 臣